

(一社) 日本油料検定協会  
神戸本部 TEL:078-841-4959  
横浜支部 TEL:045-722-3601

## 鑑定検査料金表

### 鑑定検査料金

#### 1. 基本料金

##### (1) 液量検定(動植物油及び化学成品)

###### (イ) 本船油槽

1 槽 1 測度につき.....12,050 円

同時に 3 槽以上検定した場合は

3 槽目より 1 槽 1 測度につき.....8,430 円

最低料金.....24,970 円

###### (ロ) 油槽はしけ

検 定 料 1 トンにつき.....100.30 円

最低料金 1 隻につき.....20,960 円

###### (ハ) 陸上油槽

検定量 1 トンにつき(1 槽 1 測度) .....26.30 円

最低料金.....46,000 円

##### (二) 危険物

###### ① 本船油槽

1 槽 1 測度につき.....33,340 円

同時に 3 槽以上検定した場合は

3 槽目より 1 槽 1 測度につき.....23,360 円

###### ② 油槽はしけ

検定量 1 キロリットル又は 1 トンにつき.....246 円

###### ③ 陸上油槽

(ハ) の 20 割以内を割増します。

上記①，②，③の最低料金……………49,900 円

(2) 清掃検査

(イ) 本船油槽

1 槽につき… 24,250 円

同時に 2 槽以上検査した場合は

2 槽目より 1 槽につき……………17,050 円

(ロ) 油槽はしけ

1 槽につき……………14,370 円

最低料金 1 隻につき……………24,020 円

1. 総トン数 1,000 トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって 1 槽とみなします。

2. 同一港区内で油槽はしけの代用として使用される船舶並びに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

(ハ) 陸上油槽

1 槽につき(容量 1,000 キロリットル以下) ……37,000 円

容量 1,000 リットルを超えるキロリットル数に対しては

1,000 キロリットル以下を増す毎に上記料金の 3 割を加算します。

(ニ) 容器(ドラム缶等)

検査個数 20 個以下……………10,200 円

20 個をこえる個数に対しては 10 個以内を増す毎に……………1,340 円

最低料金 1 人 1 日につき ……57,000 円

(ホ) 特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。

(ハ) 前荷が危険物であったときは 20 割以内を割増します。

(3) 加熱管検査

(イ) 本船油槽

3 槽以下……………19,400 円

同時に 4 槽以上検査した場合は 4 槽目から 1 槽につき……………4,800 円

(ロ) 油槽はしけ

4 槽以下	19,400 円
同時に 5 槽以上検査した場合は 5 槽目から 1 槽につき	3,870 円

(4) 貨物の損害並びに原因鑑定(分析料金は含みません)

検査貨物の正品価額の 0.7 %以内とします。

最低料金	26,780 円
------	----------

(5) タンク測度

(イ) 陸上油槽

油槽容量	500 キロリットル以下	200,000 円
	1,000 "	220,000 円
	5,000 "	340,000 円
	10,000 "	450,000 円
	20,000 "	520,000 円
	30,000 "	560,000 円
	40,000 "	580,000 円
	50,000 "	630,000 円
	75,000 "	650,000 円
	100,000 "	690,000 円
	150,000 "	700,000 円
	150,000 キロリットルを超える	720,000 円

(ロ) 特殊型油槽

球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク(冷凍型)の場合は(イ)の 5 割増とします。

(ハ) 油槽船(油槽はしけを含む)

1 槽の容量	100 キロリットル以下	110,000 円
	200 "	150,000 円
	300 "	180,000 円
	400 "	200,000 円
	500 "	220,000 円
	750 "	240,000 円
	1,000 "	260,000 円

1,500	〃	.....	270,000 円
2,000	〃	.....	280,000 円
3,000	〃	.....	300,000 円
4,000	〃	.....	310,000 円
5,000	〃	.....	320,000 円
7,500	〃	.....	330,000 円
10,000	〃	.....	350,000 円
15,000	〃	.....	370,000 円
15,000 キロリットルを超える		.....	390,000 円

(二) 計測に特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。

## (6) 見本(試料)採取

### (イ) 穀類及び食品類等

1 トンにつき.....	141 円以内
最低料金 1 日につき .....	76,000 円

### (ロ) 油脂類及び化学成品類

#### ① 船舶油槽

1 槽につき.....	11,100 円
同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は	
3 槽目より, 1 槽につき .....	7,600 円
最低料金.....	32,000 円

#### ② 油槽はしけ

1 槽につき.....	6,100 円
同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は	
3 槽目より, 1 槽につき.....	4,500 円
最低料金.....	26,000 円

#### ③ 陸上油槽

1 槽につき.....	32,000 円
同時に 2 槽以上にわたり採取した場合は	
2 槽目より, 1 槽につき .....	17,600 円

#### ④ 容器入

1 個につき.....	400 円
最低料金.....	34,000 円

(ハ) その他の貨物

検査貨物の価額の 0.7 %以内とします。

最低料金 .....74,000 円

(二) 付帯条件

- ① 特に手数を要したときは上記(イ)~(ハ)の料金の 5 割増とします。
- ② 危険物(身体に障害を与える恐れあるもの)は 20 割以内を割増します。
- ③ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用の他に手数料 8,000 円以内を申し受けます。
- ④ 労務者賃金、運搬費、容器代、粉碎料、試料、梱包費及び送料等は実費を申し受けます。
- ⑤ 油脂及び化学成品類の保管見本については処分費用として基本料金の他に試料 1 個につき 700 円を申し受けます。

(7) 封印及び解封検査(動植物油脂の検量に付随して行う場合)

(イ) 封印検査

- ① 本船 : 封印 1 個につき .....510 円  
最低料金 .....18,400 円
- ② はしけ機帆船 : 1 隻につき .....8,500 円  
同時に 3 隻以上検査した場合は  
3 隻目より 1 隻につき .....5,300 円  
最低料金 .....18,400 円
- ③ 上記①及び②以外 : 封印 1 個につき .....510 円  
最低料金 .....18,400 円

(ロ) 解封検査

封印検査料金の 3 割減とします。

最低料金 .....18,400 円

(8) 空槽確認

1 槽につき ..... 7,600 円

最低料金 .....15,600 円

**2. 適用条項**

- (1) 料金表に記載の無い種目については類似種目の料金を申し受けます。
- (2) 重量は 1,000 キログラムをもって 1 トンとし容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとします。

### 3. 割増料金

#### (1) 時間外割増料金( 1 口につき)

- (イ) 16 時 30 分から 21 時 30 分まで毎 1 時間につき……………2,433 円
  - (ロ) 21 時 30 分から 5 時まで                 "                 ……………2,919 円
  - (ハ) 5 時から                 8 時 30 分まで毎 1 時間につき……………2,433 円
- 但し深夜より引続きの場合は (ロ) によります。

#### (2) 休日割増料金( 1 口につき)

日曜日、祝祭日及び年末、年始の休日(12 月 31 日より 1 月 3 日まで)に検査申込者から特に検査の要請のあった場合は次の割増料を申し受けます。

- (イ) 8 時 30 分より 21 時 30 分まで毎 4 時間以内につき……………9,726 円
- (ロ) 21 時 30 分より 8 時 30 分まで……………11,677 円

(3) 北海道地区において 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に検査した場合は、基本料金の 3 割増しを申し受けます。

(4) 雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金の 1 割増しを申し受けます。

(5) 荒天作業・防波堤外作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(6) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(7) 下記の検査種目につき検査作業日数が 2 日以上に亘った場合は、2 日目より基本料金の他に 1 日につき 21,807 円を申し受けます。

種目:清掃検査、

### 4. その他の料金

#### (1) 出張料金(ただし、旅費は含みません)

出張して鑑定又は検査した場合は基本料金の他に次の出張料金を申し受けます。

- (イ)往復に要する日数、毎 1 日につき……………21,150 円  
     ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ……………13,060 円
- (ロ)日帰地方出張はそれぞれ毎 1 日につき ……………11,980 円
- (2) 待機料金  
     検査のため待機した場合は次の料金を申し受けます。  
         毎 4 時間以内につき……………13,978 円
- (3) 検査報告書発行手数料等  
     (イ) 証明料金 1 件につき……………2,050 円  
     (ロ) 検査報告書発行手数料  
         ① 3 通まで無料とし 4 通目より写 1 枚につき……………426 円  
         ② 再発行の場合 1 枚につき ……………856 円  
         ③ サインドコピーは①及び②の 5 割増とします。

## 5. 旅費

事業所所在地以外の地域に出張して鑑定又は検査を行った場合はつぎの通り旅費を申し受けます。

宿泊料(日当含む)      1 日につき……………17,000 円

### 交通費

乗車賃……………グリーン料金または 1 等料金

特急・急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。

乗船賃……………グリーン料金または 1 等料金

舟車賃……………実費

## 6. 鑑定付帯費

検定に要した通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

## 7. 施検能率基だしく不良の場合、その他本表料金を適用し難い場合は、実費を申し受けます。

1 人 1 日……………70,000 円以上とします。

## 8. 消費税及び地方消費税の加算について

- (1) 料金の総額に消費税法等に基づく税額を乗じて計算します。

ただし免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により加算された金額に一円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

以上